

【協議事項 5】

令和 5 年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関について

1 鹿児島県における紹介受診重点医療機関についての協議の進め方
(R6. 1. 15 県保健医療福祉課)

紹介受診重点外来の基準を満たす・満たさない
紹介受診重点医療機関になる意向あり・意向なし

		紹介受診重点医療機関になる	
		意向あり	意向なし
紹介受診重点外来の基準	満たす	【区分 1】 基準を満たす×意向あり	【区分 2】 基準を満たす×意向なし
	満たさない	【区分 3】 基準を満たさない×意向あり	【区分 4】 基準を満たさない×意向なし

(1) 【区分 1】「基準を満たす」かつ「意向あり」の医療機関【区分 3】「基準を満たさない」かつ「意向あり」の医療機関

地域医療構想調整会議において協議を行う。

必要に応じて対象医療機関に地域医療構想調整会議への出席を求め、区分 3 の医療機関については紹介受診重点外来に関する基準を満たす蓋然性及びそのスケジュール等について説明していただく。

(2) 【区分 2】「基準を満たす」かつ「意向なし」の医療機関【区分 4】「基準を満たさない」かつ「意向なし」の医療機関

地域医療構想調整会議において対象医療機関を提示（一覧等で示す）し、必要があれば医療機関へ確認等を行う。

例) 委員から「この医療機関は紹介受診重点医療機関になることがふさわしい等の意見が出た場合に、意見を踏まえて再度、医療機関の意向なしの理由を確認する。

2 鹿児島保健医療圏の状況

(1) 【区分1】「基準を満たす」かつ「意向あり」の医療機関（順不同）

＜令和5年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関＞

	医療機関名	初診に占める 重点外来の割合40%以上	再診に占める 重点外来の割合25%以上
1	いまきいれ総合病院	67.7%	37.6%
2	今村総合病院	48.3%	40.9%
3	鹿児島医療センター	68.1%	45.3%
4	鹿児島市医師会病院	44.7%	45.6%
5	鹿児島市立病院	52.0%	38.9%
6	鹿児島大学病院	70.2%	34.8%
7	南風病院	56.9%	37.1%
8	米盛病院	47.6%	40.7%

＜令和4年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関＞

- ・いまきいれ総合病院，今村総合病院，鹿児島医療センター，鹿児島大学病院，南風病院（令和5年9月1日公表）
- ・鹿児島市医師会病院，鹿児島市立病院（令和5年11月1日公表）

(2) 【区分2】「基準を満たす」かつ「意向なし」の医療機関（順不同）

	医療機関名	初診に占める 重点外来の割合40%以上	再診に占める 重点外来の割合25%以上
1	厚地脳神経外科病院	92.7%	25.6%
2	鹿児島厚生連病院	43.2%	30.0%
3	鹿児島赤十字病院	47.1%	26.0%
4	白石病院	68.6%	45.9%
5	さがらパース通りクリニック	68.5%	36.1%
6	仁クリニック	66.7%	99.3%

(3) 【区分3】「基準を満たさない」かつ「意向あり」の医療機関 なし

(4) 【区分4】「基準を満たさない」かつ「意向なし」の医療機関 179医療機関

3 各専門部会協議結果

第14回高度急性期及び急性期専門部会，第13回部会長等会議（R6.2.6）協議結果

①【区分1について】

「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向あり」の8医療機関が，当圏域の令和5年度報告における「紹介受診重点医療機関」として承認する。

②【区分2について】

「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向なし」の6医療機関について，紹介受診重点医療機関になるか，意向を再確認する。

4 鹿児島保健医療圏の状況 (R6. 2. 8時点)

(1) 【区分1】「基準を満たす」かつ「意向あり」の医療機関 (順不同)

<令和5年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関>

	医療機関名	初診に占める 重点外来の割合40%以上	再診に占める 重点外来の割合25%以上
1	いまきいれ総合病院	67.7%	37.6%
2	今村総合病院	48.3%	40.9%
3	鹿児島医療センター	68.1%	45.3%
4	鹿児島市医師会病院	44.7%	45.6%
5	鹿児島市立病院	52.0%	38.9%
6	鹿児島赤十字病院	47.1%	26.0%
7	鹿児島大学病院	70.2%	34.8%
8	南風病院	56.9%	37.1%
9	米盛病院	47.6%	40.7%

<令和4年度外来機能報告における紹介受診重点医療機関>

- ・いまきいれ総合病院, 今村総合病院, 鹿児島医療センター, 鹿児島大学病院, 南風病院 (令和5年9月1日公表)
- ・鹿児島市医師会病院, 鹿児島市立病院 (令和5年11月1日公表)

(2) 【区分2】「基準を満たす」かつ「意向なし」の医療機関 (順不同)

	医療機関名	初診に占める 重点外来の割合40%以上	再診に占める 重点外来の割合25%以上
1	厚地脳神経外科病院	92.7%	25.6%
2	鹿児島厚生連病院	43.2%	30.0%
3	白石病院	68.6%	45.9%
4	さがらパース通りクリニック	68.5%	36.1%
5	仁クリニック	66.7%	99.3%

(3) 【区分3】「基準を満たさない」かつ「意向あり」の医療機関 なし

(4) 【区分4】「基準を満たさない」かつ「意向なし」の医療機関 179医療機関

5 協議事項

① 【区分1について】

「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向あり」の9医療機関が、当圏域の令和5年度報告における「紹介受診重点医療機関」として承認する。

② 【区分2について】

「紹介受診重点外来の基準を満たす」かつ「紹介受診重点医療機関になる意向なし」の5医療機関について、紹介受診重点医療機関になるか、意向を再確認する。

③ 区分2については、毎年度、再確認することとする。

< 公表スケジュール（案） >

【区分1】

時 期	内 容
3月1日	令和5年度報告における紹介受診重点医療機関として公表 (診療報酬算定開始)

【区分2】再確認の結果、「意向あり」となった場合

時 期	内 容
2月～3月	令和5年度報告における紹介受診重点医療機関となる医療機関について協議（書面）
4月1日	令和5年度報告における紹介受診重点医療機関として公表 (診療報酬算定開始)

< 参考 >

紹介受診重点医療機関の基準

「医療資源を重点的に活用する外来」の占める割合が

- ・ 初診の外来件数の40%以上
- かつ
- ・ 再診の外来件数の25%以上

医療資源を重点的に活用する外来

- ① 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
例) 悪性腫瘍手術の前後の外来
- ② 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
例) 外来化学療法, 外来放射線治療
- ③ 特定の領域に特化した機能を有する外来
例) 紹介患者に対する外来

<参考：「外来機能報告制度に関する説明会」に関する質問及び回答（抜粋）>

質問	回答
<p>地域医療支援病院が紹介受診重点医療機関になることを含め、医療機関側のメリット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紹介受診重点医療機関として広告可能 ・ 地域の診療所等から紹介された患者について診療情報を提供した場合、連携強化診療所情報提供料として評価が行われる。
<p>特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関の役割</p>	<p><特定機能病院></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院として位置づけられた医療機関 <p><地域医療支援病院></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紹介患者に対する医療の提供を役割として担う。 ・ 医療機器の共同利用の実施、救急医療の提供等を役割とし、かかりつけ医等の支援を行う医療機関 <p><紹介受診重点医療機関></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紹介患者に対する医療の提供を役割として担う。 ・ 患者の流れの円滑化を図るため、外来機能に着目した医療機関

紹介受診重点医療機関について

- 外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来の機能に着目して、以下のとおり紹介患者への外来を基本とする医療機関(紹介受診重点医療機関)を明確化する。
- ① 外来機能報告制度を創設し、医療機関が都道府県に対して外来医療の実施状況や紹介受診重点医療機関となる意向の有無等を報告し、
- ② 「地域の協議の場」において、報告を踏まえ、協議を行い、協議が整った医療機関を都道府県が公表する。

※ 紹介受診重点医療機関(一般病床200床以上の病院に限る。)は、紹介状がない患者等の外来受診時の定額負担の対象となる。

【外来機能報告】

- 「医療資源を重点的に活用する外来(重点外来)」等の実施状況
 - ・ 医療資源を重点的に活用する入院の前後の外来
 - ・ 高額等の医療機器・設備を必要とする外来
 - ・ 特定の領域に特化した機能を有する外来
- 紹介・逆紹介の状況
- 紹介受診重点医療機関となる意向の有無
- その他、地域の協議の場における外来機能の明確化・連携の推進のための必要な事項

【地域の協議の場】

- ① 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準(※)を満たした医療機関については、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を確認し、紹介率・逆紹介率等も参考にしつつ協議を行う。
 - (※) 初診に占める重点外来の割合40%以上 かつ 再診に占める重点外来の割合25%以上
- ② 医療資源を重点的に活用する外来に関する基準を満たさない医療機関であって、紹介受診重点医療機関の役割を担う意向を有する医療機関については、紹介率・逆紹介率等(※)を活用して協議を行う。
 - (※) 紹介率50%以上及び逆紹介率40%以上
- ③ 協議が整った場合に、紹介受診重点医療機関として都道府県が公表する。

